

持続可能な観光地域経営の推進に 向けた観光庁の取組

令和2年12月21日

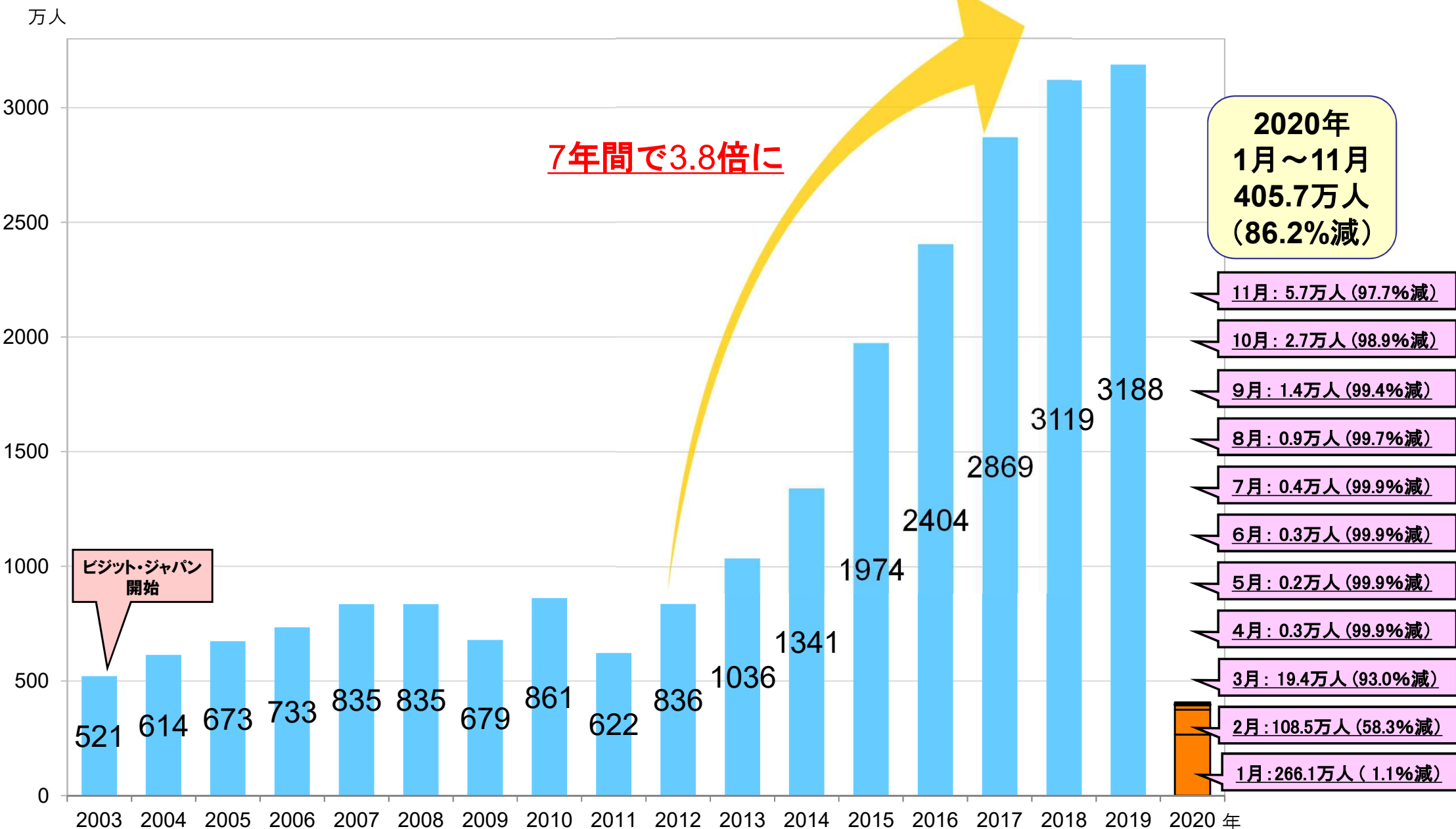
観光庁観光地域振興部長

村田 茂樹

本日の構成

1. 背景
2. 観光庁における取組
 - ① 「持続可能な観光推進本部」における検討
 - ② 運輸局における実証事業
 - ③ マナー啓発に関する国内外での発信
 - ④ 持続可能な観光ガイドラインの開発・ガイドライン普及に向けたモデル事業の実施

訪日外国人旅行者数の推移



注) 2019年以前の値は確定値、2020年1月～9月の値は暫定値、2020年10月～11月の値は推計値、%は対前年同月比

出典: 日本政府観光局 (JNTO)

主要観光地での持続可能な観光に関する意識の高まり

- 近年の急速な外国人旅行者の増大により、一部観光地における混雑やマナー違反などへの関心が高まっている。
- 他方で、現時点では地域住民や旅行者の不満は他国と比較しても高くないことから、引き続き、オーバーツーリズムを未然に防止しつつ、持続可能な観光の発展のモデルを確立していく必要がある。

各地域における課題

<混雑>

【地域住民がバスに乗車できない】

- 京都市内の路線バスに、大型の手荷物を持ち込む外国人旅行者が増えたため、地域住民がバスに乗車できない場合がある。



バスに乗り込む外国人観光客
(京都市)

【地域住民が鉄道に乗車できない】

- 鎌倉市内では、観光客が多い時期は、沿線住民が電車に乗車できない場合がある。
(最長約1時間待ち)



江ノ電長谷駅の混雑状況

【クルーズ船着港時の交通渋滞】

- 博多市内では、クルーズ船着港時、観光バスによる交通渋滞が発生している。



博多の交通渋滞状況

<マナー違反>

【路上等へのゴミのポイ捨て】

- ニセコ町では、観光客が路上等に捨てたゴミを地域住民が拾っている。



観光客のゴミを拾う住民(ニセコ町)

【畑への無断侵入】

- 美瑛町や富良野市では、農家の私有地である畑や花畑に無断侵入し、インスタ映えを狙って写真撮影に興じる外国人観光客が多数に上る。



畑に侵入する外国人(美瑛町)

【観光資源の竹が傷つけられる】

- 嵯峨嵐山の竹林では、落書きや刃物により外国語で文字が刻まれた竹が増加し、被害は100本以上に上る。



傷つけられた竹林(嵐山)

持続可能な観光に関する観光庁の取組

①「持続可能な観光推進本部」における検討

- 「持続可能な観光推進本部」を庁内に新たに設置(平成30年6月)し、地方公共団体へのアンケート調査等により、国内外の先進事例を整理するとともに、観光庁としての今後の取組の方向性について検討。
- 本部における検討の成果として、報告書「持続可能な観光先進国に向けて」を公表(令和元年6月)。

＜先進事例＞



事前予約制による混雑緩和
(金沢市)

マナー啓発リーフレット
(京都市)

②運輸局実証事業での取組

- 嵐山地域における混雑等の見える化による分散化(平成30年度)



混雑具合や快適に観光ができる
おすすめルートの提示

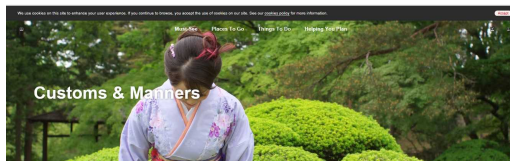
- 祇園地区における観光マナーの周知啓蒙(令和元年度)



スマートフォンのプッシュ通知(左)や
ポスター掲示(右)によるマナー啓発

③マナー啓発に関する国内外での発信

- 日本政府観光局(JNTO)ホームページにおける発信(平成30年5月～)
- マナー啓発動画の作成、各地域での発信(令和2年1月～)



日本文化・習慣に不慣れな外国人旅行者向け、日本を楽しんで頂けるよう、旅行中の様々な場面におけるマナーを発信。



「妊婦や高齢者に席をゆずる。これができるなら、とってもクールですね！」

地域の要望に応じて
公共交通機関や観光施設等で放映

④持続可能な観光ガイドラインの開発

- 各地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)が、観光客と地域住民双方に配慮し、多面的かつ客観的なデータ計測と中長期的な計画に基づき持続可能な観光地マネジメントを行うことができるよう、国際基準に準拠した観光指標を盛り込んだ「日本版持続可能な観光ガイドライン」を開発(令和2年6月)。
- 同指標の導入に関するモデル事業を今年度5地域*で実施中。

*: 北海道ニセコ町、三浦半島観光連絡協議会(鎌倉市等)、岐阜県白川村、京都市、沖縄県



持続可能な観光指標を
盛り込んだガイドライン

①「持続可能な観光推進本部」における検討

- 「持続可能な観光推進本部」を庁内に新たに設置（平成30年6月）し、地方公共団体へのアンケート調査等により、国内外の先進事例を整理するとともに、観光庁としての今後の取組の方向性について検討。
- 本部における検討の成果として、報告書「持続可能な観光先進国に向けて」を公表（令和元年6月）。

報告書にてとりまとめられた今後の方向性

- 外国人旅行者数について、2020年4,000万人、2030年6,000万人等の目標を着実に達成すると同時に、各地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）による適切な観光地経営の導入を通じて、地域社会における経済利益や旅行者・コミュニティ・文化資源・環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化などにより「持続可能な観光先進国」を実現していく。

<個別の施策>

- 国内外の先行的な取組事例を収集・共有しつつ、モデル事業等を通じて、観光地の混雑・マナー対策等を促す。
- 各地方公共団体やDMOが多面的な現状把握結果に基づき持続可能な観光地経営を行うよう、国際基準に準拠した「持続可能な観光指標」を開発・普及していく。

先進事例

<観光施設の混雑緩和>



金沢21世紀美術館における優先入場パスポート販売事業

<道路渋滞の緩和>



パーク&レールライドバス（鎌倉市）

<マナー啓発>



マナー啓発リーフレット（京都市）

<観光地マネジメント>



沖縄県における地域独自の観光指標

事業概要

前日
2018-11-23 (金)
翌日

07:00	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

A
華嚴寺エリア

B
八雲寺エリア

C
二尊院エリア

D
常寂光寺エリア

E
竹林の小僧エリア

F
天徳寺・長住堂エリア

G
満月橋エリア

H
松蔭大社エリア

快過に観光が
出来ます

待つことが
ありません

観光の利便性については、過去の実験結果
 より詳しく調査済みであり、天徳寺・長住堂
 関係者より事前に案内する場合があります。

※複数のセンサーで捉えた暗号化されたデータから、時間帯別の人数を集計

サーバー

観光地A

観光客 (Wi-Fi設定on)

観光地B

観光客 (Wi-Fi設定on)

センサー

センサー

The diagram illustrates a system for collecting visitor numbers. At the top, a black server icon is labeled 'サーバー' (Server). Below it, two white sensor icons are labeled 'センサー' (Sensor). The left sensor is connected to a green oval labeled '観光地A' (Tourist Area A), which contains a smartphone icon and the text '観光客 (Wi-Fi設定on)' (Tourist (Wi-Fi setting on)). The right sensor is connected to a purple oval labeled '観光地B' (Tourist Area B), which contains a smartphone icon and the text '観光客 (Wi-Fi設定on)' (Tourist (Wi-Fi setting on)). Dashed arrows point from each sensor to the server. A large blue arrow points from the bottom left towards the diagram. A text box at the top right explains that data from multiple sensors is encrypted and used to collect visitor numbers by time zone.

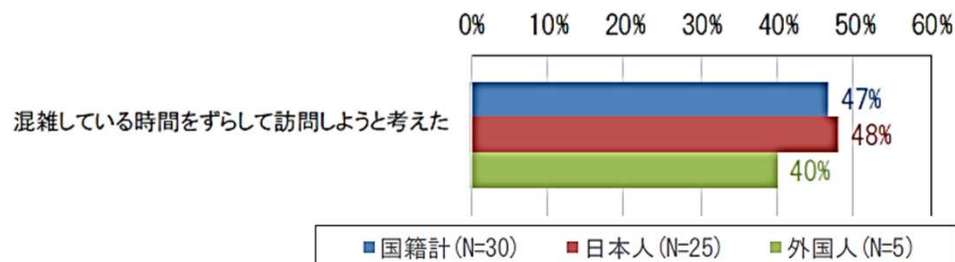


②運輸局実証事業での取組：嵐山地域における観光快適度の見える化による分散化実証事業（平成30年度）

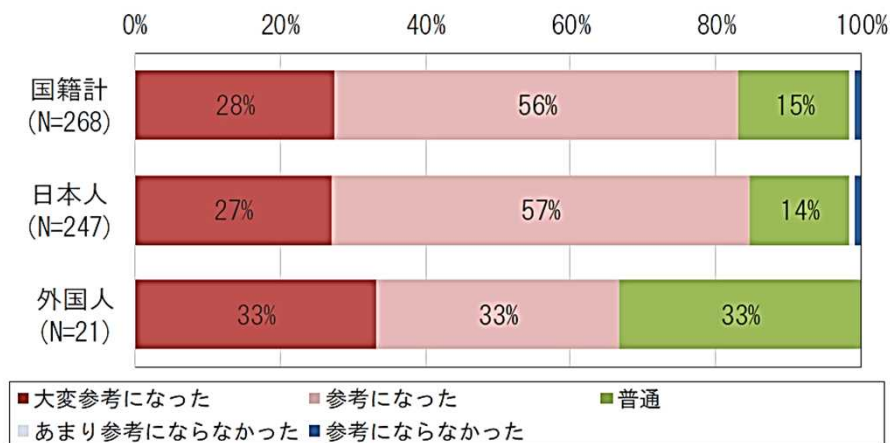
結果概要

- 観光客の訪問時間帯が分散される傾向（ピーク時の減少と早朝・夕方の時間帯の増加）。
- 「嵐山快適観光ナビ」の利用者からは、「混雑する時間を避ける（約5割）」、「空いている場所を訪問する（1割）」などの行動変化を促す傾向が把握できた。また利用者のうち、「嵐山快適観光ナビ」について、混雑を気にする方の「参考になった」との意見は8割超。
- 周辺エリアを訪れた利用者の約4割が、ナビの利用をきっかけに訪問したと回答。観光快適度とおすすめ観光ルート情報を併せて提供することで、地域内の各エリアへの訪問意欲を高め、行先変化が促される傾向。

観光快適度の情報が観光予定に与えた影響



観光快適度の参考度合



令和元年度以降の取組

- 実証事業で得られた成果を踏まえ、京都市及び（公社）京都市観光協会により、AIを活用した観光快適度の「見える化」事業として自走（令和元年9月18日～）。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止にも役立つことから、運用開始時には3エリア5箇所だった表示箇所を7エリア11箇所に拡大して運用（令和2年11月19日～）。

③マナー啓発に関する国内外での発信：訪日外国人旅行者向けマナー啓発動画について

1. 背景

- 文化や習慣の違いによって、日本人にとっては「当たり前」のマナーでも、外国人旅行者にとってはそうでないものが。めったに日本に来ない外国人旅行者が、気づかないうちに日本のマナー違反を犯してしまうことも。

例) ・ 寺社仏閣や博物館・美術館など、撮影禁止の場所での写真撮影
 ・ 電車内での大きな声での会話・通話
 ・ 飲食店への食べ物の持ち込み、居酒屋でのお通し文化 等

⇒ 地域によっては、外国人旅行者と地域住民との間でのトラブルの発生など、旅行者・観光地双方にとってマイナスの事態に。

⇒ 日本独自のマナーや文化について、外国人旅行者に知ってもらい、気持ちよく日本を楽しんでもらう必要。

2. 動画概要

① 概要

以下のシチュエーションについて、約1分×10動画作成。

- ◆写真撮影 ◆歩き方 ◆公共交通機関 ◆公共スペース
- ◆温泉・宿泊施設 ◆飲食店 ◆寺社仏閣・伝統的建築物

その他、15秒のダイジェスト版動画も作成。

② 作成過程

- ・ 動画の撮影・編集後、観光庁、JNTO、有識者にてネイティブチェック。
- ・ 外国人モニターにて内容を確認。動画内容を不快に感じる人はほとんどおらず、また、訪日時に動画掲載マナーを実践していない人の大半が「実践してみようと思った」と回答。



「(写真は) 少人数で撮影するか、空いている場所で撮影しましょう。」



「妊婦や高齢者に席をゆずる。これ如果能したら、とってもクールですね！」



3. 活用方法

地域の要望に応じて、公共交通機関や観光案内所、観光施設等で放映。

④持続可能なガイドラインの開発

地方公共団体向けの指標(ガイドライン)の開発と国際基準への適合性の確保の必要性

- 観光地マネジメントについては、地方公共団体等においてオーバーツーリズム対策や観光地の自然・文化保全等について、観光計画等の内容に取り込む等で取り組んでいるところも存在。
- 一方、国として持続可能な観光の実現のために取り組むべき事項などをまとめたガイドライン等が存在しないため、何から取り組めばよいのか分らないというところも多数存在。
- 世界の主要観光地においても、国際基準準拠や独自開発の「持続可能な観光地マネジメントのためのガイドラインや指標」を導入し、取り組みを進めているところ。
- そこで、観光庁としては、①持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）を作成し、②国際基準（注1）への適合性を確保することとして、有識者会議の中で作業してきたところであり、6月末に公表。

（注1） 国際基準に準拠した指標(ガイドライン)とは、国連世界観光機関(UNWTO)、国連環境計画等より開発された「観光地向けの持続可能な観光指標(GSTC-D: GSTC Destination Criteria)」を指す。

日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)について

- 各地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)が持続可能な観光地マネジメントを行うことができるよう、国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン(Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations, JSTS-D)」を開発(令和2年6月)。
- 令和2年度においては、国内5地域において、JSTS-Dに基づく持続可能な観光地マネジメントの実施に関するモデル事業を実施中。

＜日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)＞

日本版持続可能な観光ガイドラインの役割

- ① 自己分析ツール
観光政策の決定、観光計画の策定に資するガイドラインとして活用
- ② コミュニケーションツール
地域が一体となって持続可能な地域/観光地づくりに取り組む契機に
- ③ プロモーションツール
観光地としてのブランド化、国際競争力の向上

日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)へ取り組んでいることを示す観光庁ロゴ(右)が活用可能



持続可能な観光指標(ガイドライン)導入モデル事業

実施地域(主体組織)

北海道ニセコ町、三浦半島観光連絡協議会(鎌倉市、逗子市、横須賀市、三浦市、葉山町)、岐阜県白川村、京都市、沖縄県

○トレーニングプログラムの開催、有識者の派遣等により取組を推進し、他の地域への導入・普及の契機とする。

日本版持続可能な観光ガイドライン

SECTION A: Sustainable management 持続可能なマネジメント	
A(c) Managing pressure and change 負荷と変化の管理	
A15 危機管理	
災害等の非常時における計画が策定され、インバウンドを含む観光客へも考慮に入れたものであること	
① 災害等の非常時における計画において、外国人旅行者を含む観光客への対応も含んでいること	
② 災害等の非常時における計画は、定期的な見直しがなされていること	
③ 所管する観光案内所、旅客施設等に非常用電源装置や情報端末(スマートフォン等)への電源供給機器等の整備がなされていること	
④ 災害等の非常時に備えた事業者、住民等に対する訓練や研修を行っており、旅行者に対しても非常時における行動等について周知・啓発を行っていること	
⑤ 災害等の非常時において正確な情報を伝える表現で情報発信がなされていること	
考え方	
・非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会 中間報告(観光庁) https://www.mlit.go.jp/kankoucho/news08_000230.html	
参考資料 地方自治体の危機管理計画/地域防災計画	
参考資料例	
・沖縄県危機管理基本計画(沖縄県) ①～④ https://www.pref.okinawa.jp/shisakuka-sports/kankousaiku/kankou/report/policy/documents/kikkannr/ihonkaikaaku.pdf	
・台東区地域防災計画(第10版 帰宅困難者対策)(東京都台東区) ①～④ https://www.city.taitohk.jp/index/kumsh/bosai/chikibosakaikaiku/bosakaiga/01520130717095545623.files/honpen-210.pdf	
・京都市地域防災計画(京都市) ①～④ http://www.bousai-kyoto-city.jp/bousai/b_plan/dpppmanu.htm	
・別府市地域防災計画(地震・津波対策) 令和元年度修正版(大分県別府市) ①～④ https://www.city.beppu.oita.jp/dobobosai/syobou/bousaiyohou/bousakaikaiku/01/all.pdf	
・由布市地域防災計画(大分県由布市) ①～④ http://www.city.yufu.oita.jp/bousai/Aiki/bousakaikaiku/	
・姫路市観光危機管理計画(兵庫県姫路市) ①～④ https://www.city.himeji.okinawa.jp/kankou/kanbou/000120190702.files/02.pdf	
・福岡市地域防災計画(福岡市) ①～④ http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm?10,1164.c.html/1164/20180307-145446.pdf	
先行事例	
・高度自然景観地理プラットフォームの活用(付録6 先進事例集7 NED)	
・平成28年度地方運輸局実証事業(九州運輸局:災害時初動対応マニュアル) https://www.mlit.go.jp/kyushu/kankou/kyusaijyoku.htm	
・平成29年度地方運輸局実証事業(北海道運輸局(火山噴火)、北陸信越運輸局(津波)、関東運輸局(地震等)、近畿運輸局(地震等)の各マニュアル)	
北海道運輸局(火山噴火) http://www.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/kankou/kadaikaikaiku/hinan-yudo.docx	
北陸信越運輸局(津波) https://www.mlit.go.jp/hokushin/content/000106461.pdf	
関東運輸局(地震等) https://www.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/evacuation_manual.html	
近畿運輸局(地震等) https://www.mlit.go.jp/aikinki/content/hinanmanual.pdf	
・由布市 観光事業者災害対応マニュアル(由布市) http://www.city.yufu.oita.jp/wp-content/uploads/2017/04/kanoumariyuanu.pdf	
・またなか等での多言語案内板に運輸局等についても所記	
・外国人旅行者の安全確保事業(大分県) http://www.pref.oita.go.jp/shimiyoku/gaikokujinboosai/index.html	
・UNWTO(2011) Toolbox for Crisis Communications in Tourism「観光の危機管理のためのツールボックス」 危機発生時における情報発信に関するガイドラインや危機管理のテンプレートを提示(英文のみ) https://www.unwto.org/pdf/book/10_1811/078028441562	
・非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に対する補助金の活用 (訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金、観光振興事業費補助金(ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上、公共交通利用環境の革新等)による補助) https://www.mlit.go.jp/commen/001323644.pdf	
・宮崎フェリー航路で事故対応訓練(中国運輸局) https://www.mlit.go.jp/chugoku/content/0001018111.pdf	

UNWTO駐日事務所による観光危機管理に関する取組
UNWTO駐日事務所では、2021年1月以降に観光庁と共同して観光危機管理に関するオンラインセミナーを実施予定。また、行政機関等を対象とした観光危機管理に関する取組の導入についての手引書を作成予定。

日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)の概要

＜日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)＞

SDGs 17の目標のどれに結び
ついているのか
(参考：GSTC-D)

カテゴリー (大)

カテゴリー (小)

「日本版持続可能な観光ガイド
ライン(JSTS-D)」本文

考え方:「日本版持続可能な観
光ガイドライン(JSTS-D)」各項目の解釈、なぜこの
項目に取り組むことが重要で
あるのかの示唆

参考資料:「日本版持続可能な
観光ガイドライン(JSTS-D)」が求めているデータ、
エビデンスの出典元の例。各
地域でも当該欄を参考にデー
タ、エビデンスを収集すれば
よい

先行事例:各項目をクリアで
きていない場合には、当該欄
も参考に新たな施策・取組を
始めるなどよい。なお、各項目
の内容をすでにクリアしてい
る場合であっても、「ネク
ストステップ」に記載の、より
進んだ取組を行うことが望ま
しい。

一部項目には補足情報を掲載

Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations

SECTION B: Socio-economic sustainability 社会経済のサステナビリティ

B(a) Delivering local economic benefits 地域経済への貢献

B2 ディーセント・ワークと雇用機会
働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)と雇用機会に関する取組を行っていること

① 観光関連事業者への就業を促進する取組があること
② 性別、年齢、季節等に左右されない、安定した雇用や公正な賃金の実現に向けた取組を行っていること

考え方

- 労働者の権利や男女の雇用均等に関する法律は国レベルで制定されている
- 世界観光倫理憲章(UNWTO)第9条「観光産業における労働者と事業者の権利」
- 女性活躍推進法に基づき、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するための認定「えるぼし」(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>
- 「観光分野における女性活躍推進に関する調査事業報告書」(観光庁)
http://www.mlit.go.jp/kankochu/category01_000102.html

参考資料

男女別雇用者データ/男女共同参画促進に関わる政策/研修プログラム数/就職セミナーの実施回数/男女共同参画促進に関する政策/都道府県または自治体の労働安全基準の法律の整備や政策/男女別賃金データ/平等な雇用促進に関わる規定や施策

参考資料例

- 平成29年就業構造基本調査 結果の概要(総務省)②
<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/pdf/kgaiyou.pdf>
- 厚生労働省賃金格差調査(厚生労働省)②
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/tiran/roudou/chingin/kouzou/z2018/dl/13.pdf>
- 長野県就業促進・働き方改革 基本方針(長野県)①、②
<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/documents/020316kihonnousinn.pdf>
- 和歌山県 中小企業振興条例(和歌山県)②
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00002010.html
- 鎌倉市人権・男女共同参画(神奈川県鎌倉市)②
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/jinken/index.html>
- 鎌倉市就業・雇用(神奈川県鎌倉市)②
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/kyoudousankaku/index.html>
- 鎌倉市 女性の就業関係(神奈川県鎌倉市)②
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/josei.html>
- 田辺市 女性の就業支援に関する情報(和歌山県田辺市)②
<http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/josoinoshuugyousinn.html>
- 高野町男女共同参画基本計画(和歌山県伊都郡高野町)②
https://www.town.koya.wakayama.jp/img_data/2019/04/6b04babfaa3357dcd4ebf556988d3cc.pdf
- まち・ひと・しごと創生高野町総合戦略(和歌山県伊都郡高野町)①、②
https://www.town.koya.wakayama.jp/img_data/2016/03/d5f76baeb79ec0bfd64842766ea33fd.pdf
- 白川村特定事業主行動計画(岐阜県大野郡白川村)②
<http://shirakawa-go.org/uploads/tokuteikoudoukeikaku.pdf>

先行事例

- 農園の環境、土壌・水を含めた天然資源、生態系や生物多様性を守り、労働者の労働条件やその家族・地域社会を含めた教育・福祉などの厳しい基準を満たした農園に与えられる「レインフォレスト・アライアンス認証」を取得している
<https://www.rainforest-alliance.org/lang/ja/about/rainforest-alliance-certified-seal>
- 地域の民間事業者と、「民間部門によるUNWTO世界観光倫理憲章への賛同」の署名を促している
<https://unwto-ap.org/wp-content/uploads/2019/04/d7e74f471587841019427e14df37d388-1.pdf>
- 季節限定の観光関連求人の割合を計測している
- 等級制度の導入によるアルバイトの業務意欲向上(アバホテル等)

ネクストステップ

- 観光業就業給与水準(産業全体を100とした際の宿泊業、飲食サービス業における平均月間現金給与水準)を算出、公表している
- 倫理規定違反や法令違反があった場合、当該事業者が、その原因と是正措置について説明責任を果たしている
- 法令違反があった場合、当該事業者が、その原因と是正措置について説明責任を果たしている
- 非正規雇用が正規雇用となるための支援を行っている

【観光分野における安定した雇用の実現に向けた調査項目例】

- 正規雇用者の割合
- 男性/女性の雇用割合
- 女性リーダーの割合
- 通年営業をしている事業所の割合
- 通年雇用者数と臨時雇用者数の割合

◆ 日本の特性を各項目に反映した上で、GSTC※による観光地向けの持続可能な観光の国際基準「GSTC-D2.0(GSTC Destination Criteria)」に準拠した指標として開発。

◆ 持続可能な観光地マネジメントを進める上でのガイドラインとして活用。指標に基づいた取組を進めることで、持続可能な観光地マネジメントを進めることが可能。

◆ Aマネジメント、B社会経済、C文化、D環境の4分野から構成。

※ グローバルサステナブルツーリズム協議会。Global Sustainable Tourism Council。

国連世界観光機関(UNWTO)、国連環境計画等の呼びかけにより持続可能な観光の共同理解を深めることを目的に活動する協議会。

日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)の内容

- 日本版持続可能な観光ガイドラインは、Aマネジメント、B社会経済、C文化、D環境の4分野から構成されており、合計47の大項目・113の小項目が設定されている。各分野の指標例は以下のとおり。

A. 持続可能な マネジメント

大項目数:16 小項目数:41

A4 観光による負荷軽減のための財源

観光による負荷(オーバーツーリズム関連の課題等)軽減のための財源が確保されていること

- ① 目的を明確にした財源を確保、運用していること

12 つくる責任
つかう責任



17 パートナリシップで
目標を達成しよう



B. 社会経済の サステナビリティ

大項目数:8 小項目数:24

B3 地域事業者の支援と公正な取引

地域事業者の支援と公正な取引の実現に取り組んでいること(観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者等も対象とする)

- ① 地域の特産品やサービスの利用を促進していること
② 地元の観光関連の中小企業が、より市場に参入しやすくなるよう支援していること

2 飢餓を
ゼロに



8 働きがいも
経済成長も



12 つくる責任
つかう責任



C. 文化的 サステナビリティ

大項目数:8 小項目数:19

C3 無形文化遺産

無形文化遺産の保護に関する計画や規制等があること

- ① 無形文化遺産のリストがあること
② 地域の行事(祭り等)の保存に努めていること
③ 伝統文化の次世代継承を支援するための取組があること

11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



D. 環境の サステナビリティ

大項目数:15 小項目数:29

D7 省エネルギー

観光地域におけるエネルギー消費量の削減と効率性の改善及び再生可能エネルギーの使用について目標値を定めていること

- ① エネルギー消費量を定期的にモニタリングし、削減するための取組があること
② 化石燃料の依存度を低減し、再生可能エネルギーの使用を促進する政策や取組があること

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



① インバウンドの観光客に旅行先として選択可能性が高まる

Booking.comによるアンケート結果では世界の86%の人がサステイナブルツーリズムを希望している。

② 世界標準に即した持続可能な観光地となれること

国際公認を得る指標に取り組むことはすなわち、自治体の取組を国際基準に則したものにできるということ。

③ 日本の現状も反映しつつも国際公認もえられる指標であること

既存の他の指標で見られるような日本の現状に全く合わない内容を求めることはない。

④ オーバーツーリズムに限らず自然・文化財保護等の課題対応も可能に

観光客に来て欲しいが全然来ていない地域がどうすべきか、感染症対策などといったことにも対応している。

⑤ SDGsの流れにも対応した観光地と認識される

日本版指標の各項目では、必ずSDGsの17の目標のどれに結びついているのかを明示している。

⑥ 取組支援ツールも充実(日本版指標だけが提供)

参考資料(参考法令、●●リスト、各種統計など)や先行事例、考え方の併記は、他指標には存在しない。

⑦ 思いの外ハードルは高くない

通常の業務で行っている項目が多くあり、まったく新しい取組をゼロから行うものばかりではない。

「日本版持続可能な観光ガイドライン」導入モデル事業

地方公共団体等による「持続可能な観光地マネジメント」導入の促進

○ガイドラインを活用した持続可能な観光への取組について、モデル地域5地域※で実際に導入して、導入のプロセスのモデル構築を行う。

○取組の内容は、今年度モデル地域として応募のあった地域等、関心のある地域へ随時共有しているところ。

○最終的には取組内容を公表し、より多くの地域に導入・普及させる契機とする。

※ 北海道ニセコ町、三浦半島観光連絡協議会（鎌倉市、逗子市、横須賀市、三浦市、葉山町）、岐阜県白川村、京都市、沖縄県

ガイドラインの役割・内容の理解

○オリエンテーション

・目的等の説明

○GSTCトレーニングプログラム

・GSTC公認トレーニングプログラムにより、ガイドラインへの理解を促進

・モデル地域以外でも参加可能とし、より多くの地域での取組を推進



GSTC公認トレーナーによる講義（沖縄県）

ガイドラインに基づく取組等の実施

○有識者の派遣

・あらゆる専門分野の有識者から取組への助言

○ガイドラインに基づいた取組の実施

・アンケート調査等

○観光地プロフィールの作成

・地域の属性や全体像を把握

○国際的な認証機関による表彰制度へのエントリー支援

まとめ・今後の方針の決定

○アセスメントレポートの作成

・ガイドラインの各指標への取組状況を記載

○継続的なモニタリング体制の検討・観光地計画への反映

○フィードバック

・ガイドラインへの取組に関する課題・提案等

モデル事業取組例：ガイドラインに基づいた取組の実施

○ガイドラインに関連する取組として、各モデル地域において課題と感じていることについて、モデル事業の中で実施中。

○**取組実施時期**：令和2年11月下旬～12月下旬（予定）
※現在、各地域での取組の取りまとめ等を実施中。

モデル地域での取組例～三浦半島における課金制ゴミ箱導入に向けたアンケート調査～

背景・現状

○三浦半島では、観光客に自身のゴミを持ち帰ってもらえるよう、一部地域においてゴミ箱の撤去を進めてきたところ。

○しかし、ゴミのポイ捨て等が問題となり、その解決策として、観光客にもゴミ処理費用を負担させる課金制ゴミ箱の設置を検討しているが、どの程度の利用が見込まれるか等について判明していない。

取組の実施

<具体的な取組内容>

○三浦半島内の観光地に訪れる観光客を対象にアンケート調査を実施。

○課金制ゴミ箱を設置するにあたり、以下の設置要件等を把握するための内容を中心に調査。

- ・場所（どのような場所にあれば有料であっても利用したいと考えるか）
- ・価格（1回あたりの金額はいくらか、または従量制の方がよいのか）
- ・ゴミの種類（有料であっても利用したいと思うゴミ）等

<ガイドラインとの関係性>

○A4「観光による負荷軽減のための財源」、A9「旅行者意見の調査」、D11「廃棄物」等と関連しており、持続可能な観光地となるための1つの取組となっている。

今後の方向性

○今回の調査結果を分析し、課金制ゴミ箱の設置にあたっての具体的な内容を確認・内部で再検討。

○観光客と地域住民の双方に配慮した、持続可能な観光地となるべく取組を進めていく。

モデル事業取組例：国際的な認証機関（グリーン・デスティネーションズ）による表彰

○持続可能な観光の国際的な認証機関であるグリーン・デスティネーションズ（GD）が実施する表彰制度「TOP100選」に、全モデル地域（ニセコ町、三浦半島、白川村、京都市、沖縄県）及び岩手県釜石市が選出された。

グリーンデスティネーションズ（GD）について

- グローバルサステナブルツーリズム協議会（GSTC）が開発した国際基準（GSTC-D）と連携した国際的な認証機関の1つ。GDの認証プロセスはGSTCの審査を受け、認定されている。

グローバルサステナブル
ツーリズム協議会（GSTC）



GSTC-D等を開発。
GD等の認証機関の
認証プロセスを審査
し、認定する機関。

グリーンデスティネーションズ（GD）



GSTC-Dと連携した国際認証機関の1つであり、観光地を認証する機関。

GDによる表彰

- モデル地域5地域及び釜石市の持続可能な観光に対する取組が評価され、TOP100選に入賞。10月6日に行われた表彰式にて発表された。
- 入賞した地域はGDのホームページに掲載され、持続可能な観光地としての国際的な認知度向上や、サステナブルツーリズムに関心の高い観光客の誘客が期待される。



表彰式において発表された様子
（左上からニセコ町、三浦半島、白川村、京都市、沖縄県、釜石市）

GDのホームページに掲載された各地域の紹介
（左上から釜石市、京都市、ニセコ町、沖縄県、白川村、三浦半島。
それぞれの写真をクリックすると各地域の専用ページに遷移。）

ご清聴ありがとうございました。

▽持続可能な観光の実現に向けた先進事例集はこちら

「持続可能な観光先進国に向けて」

(2019年6月10日観光庁持続可能な観光推進本部)

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000281.html

「日本版持続可能な観光ガイドライン」

(2020年6月29日観光庁・UNWTO駐日事務所)

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_000148.html